

厚生労働省 岐阜労働局発表
平成22年10月29日（金）

担 当	岐阜労働局 職業安定部	
	職業安定課長	水谷 賢二
	職業紹介係長	青木 宏司
	電話	058-263-5519
	FAX	058-263-5527

～雇用保険を受給できない（受給が終了した）方や

就職が決まらないまま卒業された方へ～

「基金訓練コース」のお知らせ！

県内の雇用失業情勢は、平成22年9月の有効求人倍率（季節調整値）が0.63倍となり、依然として低水準にあります。

このような状況下、「緊急人材育成・就職支援基金」による事業として、就職が決まらないまま卒業された方、フリーターやパートタイマーなどで雇用保険に加入していなかった方、雇用保険の受給が終了してしまった方も、ハローワークの受講勧奨により無料で受講できる職業訓練（通称「基金訓練」）が実施されています。さらに、一定の要件に該当すれば、訓練期間中の生活保障として「訓練・生活支援給付金」の支給が受けられ、それら支援策利用に関する相談や申込みを各ハローワークで受付しています。

つきましては、現在受講者を募集中の基金訓練コースを、下記のとおりお知らせします。

記

- 募集科名、募集期間、訓練期間、開催地等は、裏面一覧のとおりです。
- 基金訓練制度の案内リーフレット【2種類】
- 基金訓練コース等については、以下の方法でもお知らせしています。
 - ① 岐阜労働局ホームページ (<http://www.gifu-roudoukyoku.go.jp/>)に掲載
 - ② 各ハローワークでチラシを掲示及び窓口配布

◎現在募集中の基金訓練(開催地が岐阜県内の訓練)

開講年月 年月	募集科名	訓練実施機関名	定員	募集期間 (上段:開始/下段:終了)	選考日	訓練期間 (上段:開始/下段:終了)	開催地	訓練コース
平成23年 1月	ICTビジネス基礎科	有限会社 カルチャーライフ	15名	平成22年09月15日 平成22年11月30日	平成22年12月04日	平成23年01月07日 平成23年04月05日	可児市	職業横断的スキル 習得訓練コース
平成23年 1月	ICTビジネス夜間科	有限会社 カルチャーライフ	15名	平成22年09月15日 平成22年11月30日	平成22年12月04日	平成23年01月07日 平成23年04月05日	可児市	職業横断的スキル 習得訓練コース
平成22年 12月	基礎演習科	山形総合研究所	24名	平成22年09月14日 平成22年11月02日	平成22年11月05日	平成22年12月02日 平成23年05月31日	岐阜市	基礎演習コース
平成22年 12月	介護福祉科	株式会社 アクティ	20名	平成22年10月05日 平成22年11月10日	平成22年11月12日	平成22年12月07日 平成23年03月04日	各務原市	実践演習コース
平成22年 12月	パソコン総合マスター科	株式会社 インフォファーム	25名	平成22年10月06日 平成22年11月10日	平成22年11月15日	平成22年12月08日 平成23年03月03日	岐阜市	職業横断的スキル 習得訓練コース
平成22年 12月	ITスキル基礎科	有限会社 インテックス	20名	平成22年10月11日 平成22年11月05日	平成22年11月13日	平成22年12月20日 平成23年03月15日	各務原市	職業横断的スキル 習得訓練コース
平成22年 12月	医療クラーク養成科	株式会社 ニチイ学館	20名	平成22年10月12日 平成22年11月02日	平成22年11月09日	平成22年12月06日 平成23年03月07日	岐阜市	実践演習コース
平成23年 1月	IT即戦力習得科	デジタル屋 YAEGAKI	10名	平成22年10月12日 平成22年12月08日	平成22年12月11日	平成23年01月06日 平成23年03月25日	郡上市	職業横断的スキル 習得訓練コース
平成22年 12月	基礎演習科	株式会社 オブサイブ(大垣)	30名	平成22年10月13日 平成22年11月22日	平成22年11月26日	平成22年12月20日 平成23年06月24日	大垣市	基礎演習コース
平成22年 12月	基礎演習科(夜間)	株式会社 オブサイブ(大垣)	30名	平成22年10月13日 平成22年11月22日	平成22年11月26日	平成22年12月20日 平成23年06月24日	大垣市	基礎演習コース
平成22年 12月	ITビジネスマスター科	株式会社 インフォクリエーション	10名	平成22年10月12日 平成22年11月01日	平成22年11月05日	平成22年12月01日 平成23年02月28日	多治見市	職業横断的スキル 習得訓練コース
平成23年 1月	パソコンエキスパート科	株式会社 ユニテックキャリアサポート	24名	平成22年10月19日 平成22年12月03日	平成22年12月06日	平成23年01月11日 平成23年05月10日	大垣市	実践演習コース
平成23年 1月	国際ビジネス科	山形総合研究所	30名	平成22年10月14日 平成22年11月30日	平成22年12月03日	平成23年01月04日 平成23年06月30日	岐阜市	実践演習コース
平成22年 12月	パソコンスキル養成科	株式会社 建築資料研究社	20名	平成22年10月20日 平成22年11月15日	平成22年11月18日	平成22年12月13日 平成23年03月23日	岐阜市	職業横断的スキル 習得訓練コース
平成22年 12月	ブライダルアシスタント養成科	学校法人まこと学園 (ベルフォートアカデミー)	20名	平成22年10月19日 平成22年11月05日	平成22年11月10日	平成22年12月06日 平成23年03月02日	岐阜市	実践演習コース
平成23年 1月	ビジネスIT基礎科	株式会社アクティ (夢現塾(株)アクティ教室)	15名	平成22年10月25日 平成22年12月10日	平成22年12月14日	平成23年01月06日 平成23年03月31日	羽島郡 岐南町	職業横断的スキル 習得訓練コース
平成22年 11月	ITビジネススキル総合科<2次募集>	株式会社アビバ オーキッドパーク校	9名	平成22年10月21日 平成22年11月02日	平成22年11月04日	平成22年11月15日 平成23年02月14日	岐阜市	職業横断的スキル 習得訓練コース
平成22年 11月	ITビジネススキル総合科<2次募集>	株式会社アビバ 多治見校	12名	平成22年10月21日 平成22年11月02日	平成22年11月04日	平成22年11月15日 平成23年02月14日	多治見市	職業横断的スキル 習得訓練コース
平成22年 11月	ITスキル基礎科<2次募集>	真進塾 パソコン寺子屋黒野塾	5名	平成22年10月22日 平成22年11月02日	平成22年11月04日	平成22年11月15日 平成23年02月22日	岐阜市	職業横断的スキル 習得訓練コース
平成22年 12月	添乗員養成科	株式会社 スパス	30名	平成22年10月22日 平成22年11月05日	平成22年11月10日	平成22年12月06日 平成23年02月28日	美濃加茂市	実践演習コース
平成22年 12月	添乗員養成科(夜間)	株式会社 スパス	30名	平成22年10月22日 平成22年11月05日	平成22年11月10日	平成22年12月06日 平成23年02月28日	美濃加茂市	実践演習コース
平成22年 12月	パソコンインストラクター養成科	中央出版株式会社 (市民パソコン塾東関校)	22名	平成22年10月25日 平成22年11月15日	平成22年11月17日	平成22年12月13日 平成23年04月12日	関市	実践演習コース
平成22年 12月	基礎演習科	有限会社コニー (コニー大手町教室)	30名	平成22年10月27日 平成22年11月16日	平成22年11月19日	平成22年12月15日 平成23年06月11日	美濃加茂市	基礎演習コース
平成22年 12月	基礎演習科	有限会社コニー (コニー大手町教室)	30名	平成22年10月27日 平成22年11月16日	平成22年11月19日	平成22年12月15日 平成23年06月11日	美濃加茂市	基礎演習コース
平成23年 1月	トータルビューティー科	株式会社 Kirei	30名	平成22年11月01日 平成22年11月30日	平成22年12月03日	平成23年01月05日 平成23年03月31日	大垣市	実践演習コース
平成23年 1月	介護福祉総合サービス科	株式会社 日本教育クリエイト	30名	平成22年11月11日 平成22年12月10日	平成22年12月15日	平成23年01月07日 平成23年03月31日	多治見市	実践演習コース

雇用保険を受給できない（受給が終了した）みなさまへ
無料の職業訓練と訓練期間中の生活保障
～「緊急人材育成支援事業」のご案内～

生活費の支給（単身者は月10万円、扶養家族がいる方は月12万円）を受けながら、スキルアップのための職業訓練を受講することができます。（「緊急人材育成・就職支援基金」による事業です。）

受講料
無料

■ 新たに実施している職業訓練（通称『基金訓練』）

専修・各種学校、教育訓練企業、NPO法人、社会福祉法人、事業主などが実施している、以下の内容の職業訓練です（中央職業能力開発協会の認定を受けた職業訓練）。

- 1 職種に関わりなく再就職に必要なITスキル等（文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション制作など）の基礎的な能力を習得するための3か月程度の訓練
- 2 医療、介護・福祉、ITなどの分野で求められる基本能力から実践能力までを習得するための3か月～1年程度の訓練
- 3 社会教育、環境保全などの社会的事業等分野で就職したり、事業の担い手となるために必要な技能を習得するための3か月～1年程度の訓練

※ テキスト等実費については、自己負担になります。

■ 訓練期間中の生活保障のための給付 『訓練・生活支援給付金』

雇用保険を受給できない方（受給が終了した方を含む）が、ハローワークのあっせんにより、基金訓練や公共職業訓練を受講する場合、訓練期間中の生活保障として『訓練・生活支援給付金』が支給されます。

支給額

職業訓練を受講している間、毎月以下の金額が支給されます。（※）

返済
不要

扶養家族のいる方	12万円
上記以外の方	10万円

※ 訓練の出席日数が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

訓練・生活支援給付金の支給対象となる方

以下のすべてに該当する方が対象となります。

- ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方（※1）
- 雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就労満足手当及び訓練手当を受給できない方
- 世帯の主たる生計者である方（申請時点の前年の状況によります）（※2）
- 申請時点で年収が200万円以下、かつ世帯全体の年収が300万円以下の方
- 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方

※1 現在、既に公共職業訓練を受講している方も、要件に該当すれば訓練・生活支援給付金の支給を受けることができます。

※2 平成22年3月卒業の未就職卒業の方を除く。

訓練の受講から給付金受給までの手続きについては裏面もご覧ください。

■ 訓練の受講から訓練・生活支援給付の受給までの手続き等

- 1 基金訓練の訓練コースの情報はハローワークの窓口や中央職業能力開発協会のホームページ (<http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html>) でご覧いただけます。
- 2 受講を希望する訓練があった場合、ハローワークにおいてご相談のうえ、「受講申込書」を受け取ってください。

※基金訓練受講のためには一定の手続きを経る必要があり、また、再就職のために訓練が必要ないとハローワークが判断した場合には、希望した職業訓練を受講できない場合があります。

- 3 「受講申込書」を訓練施設に送付し、選考（面接・筆記試験など）を受けてください。

- 4 訓練施設から合格通知が届いたら、住所・居所を管轄するハローワークで「受講勸奨書」を受け取り、訓練・生活支援給付の受給資格認定申請に必要な書類を提出してください。

※ハローワークの所在地は厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>) でご覧いただけます。また、詳しい申請書類の内容や申請手続きは、ハローワークにおいてご案内しています。

- 5 毎月の訓練・生活支援給付の支給申請は訓練開始後、訓練施設を通じて行います。

■ 訓練・生活支援給付だけでは生活費が不足する場合は

訓練・生活支援給付金に加えて、希望する方は、さらに、労働金庫(ろうきん)における貸付（訓練・生活支援資金融資：被扶養者のいる方は8万円、それ以外の方は5万円を上限）を利用することができます。

また、訓練修了6か月後までに6か月以上の雇用が見込まれる就職をした場合には、貸付額の50%に相当する額の返済が免除されます。詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。

問い合わせ先：都道府県労働局職業安定部・ハローワーク
<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

厚生労働省職業能力開発局能力開発課
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/index.html>

中央職業能力開発協会
<http://www.javada.or.jp/kikin/index.html>

～就職が決まらないまま卒業された方へ～

新規学校卒業者向けの職業訓練を無料で受けられます。

訓練期間：標準6ヶ月

・社会人としての心構えや、就職に必要な基礎力の養成、主要な業界・業種に係る短期間の体験などを内容とする訓練です。

※テキスト代等実費については、自己負担となります。

訓練の対象となる方

平成22年3月卒業（予定を含む）で就職未決定の学生・生徒

※ 中学校、高等学校、高等専門学校、大学（大学院、短期大学を含む。）等の学生・生徒

訓練期間中の生活費（月10万円）を支給します。

訓練・生活支援給付金の対象となる方

以下の主な要件に該当する方が対象となります。

- ① ハローワークのあっせん等を受けて、職業訓練を受講する方
- ② 世帯年収300万円以下の方
- ③ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下の方

※訓練の出席日数が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

詳しくはハローワークにご確認ください。

新規学校卒業者向けの職業訓練を受講するための手続きについて

- ① 訓練コースの情報は、設定され次第、ハローワークの窓口や中央職業能力開発協会のホームページ (<http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html>) でご覧いただけます。
- ② 職業訓練を受講するためには、ハローワークにおいてキャリアコンサルティングを受けた上で、職業訓練のあっせん等を受ける必要があります。また、訓練の受講に当たっては、一定の選考（面接・筆記問題等）が行われる場合があります。なお、就職のために訓練が必要ないとハローワークが判断した場合は、希望した職業訓練を受講できない場合があります。
- ③ 訓練・生活支援給付金の支給を受けるためには、職業訓練のあっせん等を受けたハローワークを通じて、申請書類（※）を提出することになります。
（※）主な申請書類：本人確認書類、写真、世帯年収を確認する書類等

《お問い合わせ先》

最寄りの都道府県労働局、ハローワーク

職業訓練及び訓練・生活支援給付の概要については、中央職業能力開発協会ホームページ (<http://www.javada.or.jp/kikin/>) もご覧ください。